

「職員倫理条例」制定と公正な職務執行のための諸規定
について

平成28年10月
人事課

1. 飯塚市職員倫理条例の制定

制定の理由

職員が公務員としての倫理を保持するとともに、その公正な職務の執行を損なわせるような行為の防止を図ることにより、公務に対する市民の信頼を確保するための措置等を定めるため、現行の「飯塚市職員倫理規程」に、いわゆる「不正な働きかけ」を防止する機能等を兼ね備えたものとなっています。

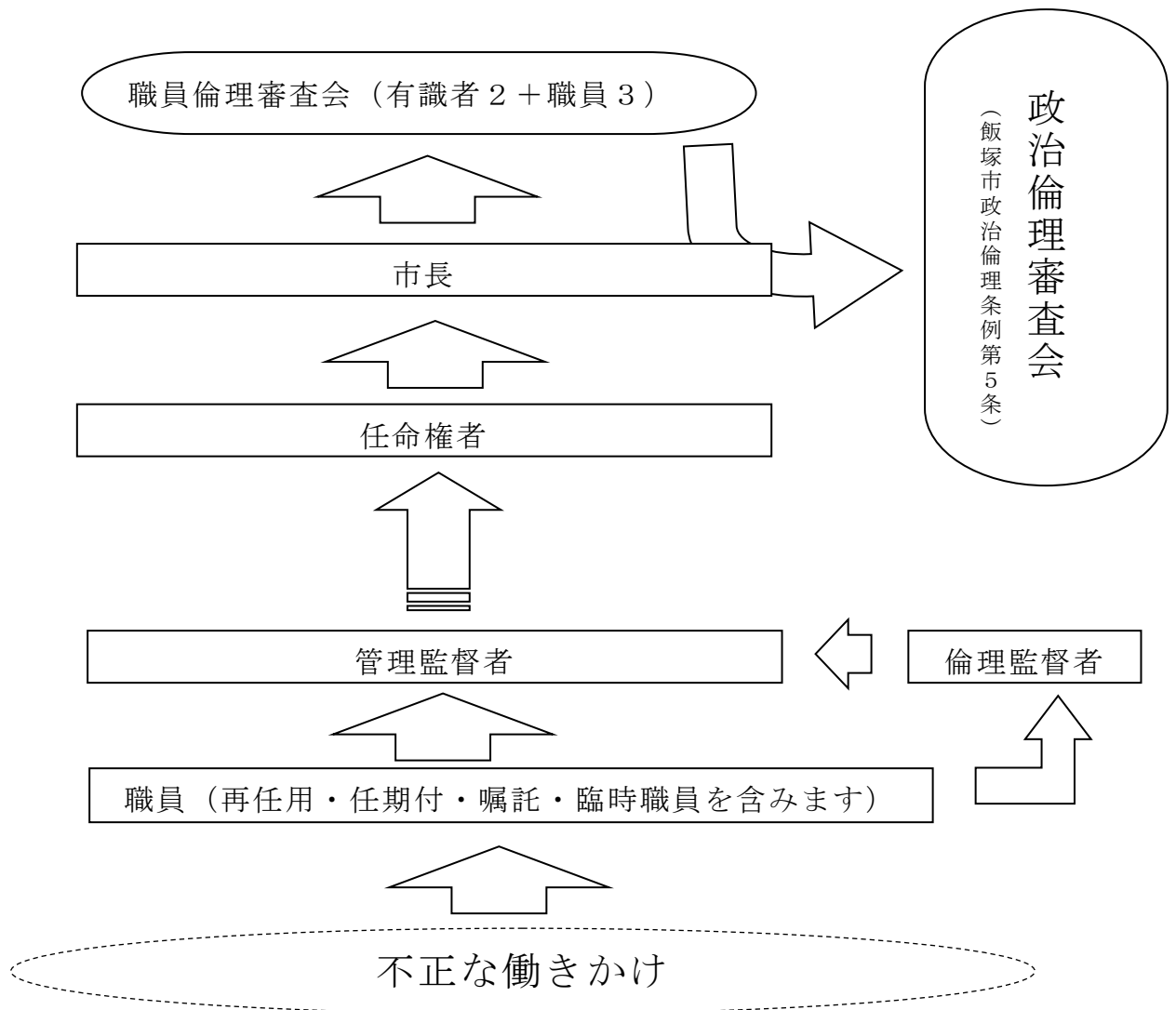


図1. 職員倫理条例について

職員倫理条例 不正な働きかけに対するイメージ

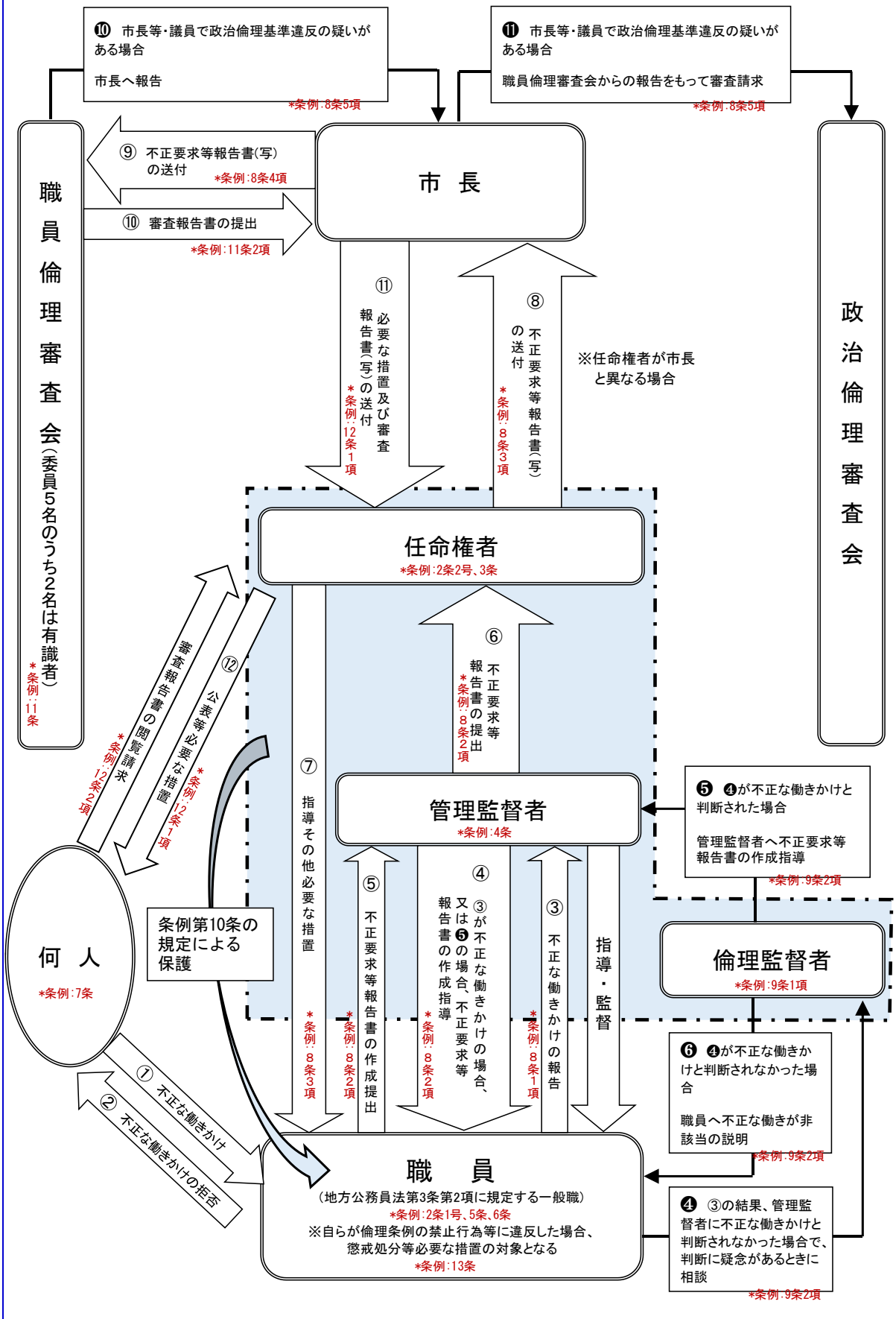


図2. 総務委員会提出資料

(目的)

第1条 この条例は、職員が市民全体の奉仕者であってその職務が市民から負託された公務であることに鑑み、その公務員としての職務に係る倫理の保持及び職員の公正な職務の執行に関し必要な措置を講ずることにより、その使命感の自覚と高揚を促すとともに、職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する市民の信頼を確保することを目的とする。

【趣旨】

第1条は、この条例の目的を明らかにしたものであり、条例の解釈及び運用の指針となるものです。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第3条第2項に規定する一般職に属する本市の職員をいう。
- (2) 任命権者 法第6条第1項に規定する任命権者(同条第2項の規定により権限を委任された者を含む。)をいう。

【趣旨】

第2条は、この条例の目的を達成するために明らかにしておくべき用語についての定義であり、第1条と同様に条例の解釈及び運用の指針となるものです。

(任命権者の責務)

第3条 任命権者は、職員の行為が市民の疑惑や不信を招くことがないよう、常に注意を喚起するとともに、職員の職務に係る倫理の保持や公正な職務の執行の確保に資するため、職員に対する指導その他必要な措置を講じなければならない。

【趣旨】

第3条は、任命権者が、その権限の範囲内における法令等の遵守及び倫理の保持のために行わなければならない責務について定めたものです。

(管理監督者の責務)

第4条 管理監督者(飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号)第11条の規定による管理職手当を支給される者をいう。以下同じ。)は、特にその職責を自覚し、率先垂範して公正な職務の執行及び厳正な服務規律の確保に努めるとともに、所属職員の行動に関して適切な指導及び監督を行わなければならない。

【趣旨】

第4条は、管理監督者が、その権限の範囲内における法令等の遵守及び倫理の保持のために行わなければならない責務について定めたものです。

(職員の倫理行動規準)

第5条 職員は、市民全体の奉仕者であり、市民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、次に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき規準として、行動しなければならない。

(1) 職務上知り得た情報について市民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等市民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならないこと。

(2) 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならないこと。

(3) 職員は、法令により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の市民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。

(4) 職員は、常に適正な事務の処理に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるよう事務を効率的に行わなければならないこと。

(5) 職員は、違法な行為又は公正な職務の執行を損なうことが明白な行為を求める要求があったときは、これを拒否しなければならないこと。

(6) 職員は、職務の執行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、法令等に従い、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。

(7) 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識し、市民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。

(8) 職員は、自己啓発に努め、職務の執行に必要な能力の開発及び向上を図らなければならないこと。

(9) 職員は、市民との対話を心がけ、市民に対して常に誠実に接しなければならないこと。

【趣旨】

第5条は、市民の負託に応え、信頼される市政を確立することを組織として取り組んで行くことを明確にするために、市民が期待する職員像について定めたものです。

(禁止行為等)

第6条 市長は、前条に掲げる職員の倫理行動規準を踏まえ、職員の職務に利害関係を有する者からの贈与等の禁止及び制限等職員の職務に利害関係を有する者との接触その他市民の疑惑や不信を招くような行為の防止に関し、職員の遵守すべき事項(以下「禁止行為等」という。)を定めるものとする。

【趣旨】

第6条は、第5条の倫理行動規準を踏まえて、禁止行為又は制限行為を定義することを規定したものです。

(不正な働きかけの禁止等)

第7条 何人も、職員に対し、自ら又は他の者を介して、公正な職務の執行を妨げる行為又は禁止行為等に違反する行為を行わせ、若しくはその権限を不正に行使させるような働きかけを行ってはならない。

【趣旨】

第7条は、あらゆる立場の人を対象に、職員の公正な職務の執行を妨げる「不正な働きかけ」を禁止するものです。

(不正な働きかけの拒否等)

第8条 職員は、前条に規定する行為又は働きかけを受けたと思料するときは、これに応ずることなく、遅滞なく、直属の管理監督者に報告しなければならない。

2 管理監督者は、前項の規定による報告を受け、その内容が市長が別に定める不正な働きかけに該当すると判断したときは、当該職員に不正要求等報告書を作成させ、遅滞なく、任命権者に提出しなければならない。

3 任命権者は、不正要求等報告書の提出を受け、その内容が規則で定める不正な働きかけに該当すると判断したときは、必要と認められる措置を講ずるとともに、その写しを速やかに市長に送付しなければならない。

4 市長は、前項の規定により不正要求等報告書の写しの送付を受けたときは、第11条第1項に規定する審査会に審査を求めるものとする。

5 審査会は、前項の規定により審査を求められた場合において、当該働きかけが、飯塚市政治倫理条例(平成19年飯塚市条例第45号)第1条に規定する市長等又は議員に関係するもので、同条例第4条に規定する政治倫理基準に違反する疑いがあると判断したときは、その旨を市長に報告し、市長はその報告をもって同条例第5条に規定する審査請求があったものとみなし、同条例の関係規定を適用するものとする。

【趣旨】

第8条は、第7条の「不正な働きかけ」を受けたときの対応を規定したものです。

(倫理監督者)

第9条 職員の職務に係る倫理の保持を図るため、倫理監督者を置く。

2 倫理監督者は、職員の職務に係る倫理の保持に関し必要な指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

第9条は、新たに設置される「倫理監督者」を規定するものです。

「管理監督者」と「倫理監督者」

～管理監督者について～

総務委員会補足説明から抜粋

『・・・また、本条例案の特徴といたしまして、まず「管理監督者」、これは、多くの場合、所属長に当たると考えますが、この「管理監督者」の責務を規定し、一般職員の最も身近で重要な相談相手となるとともに、当該職員を保護し、また、上級職への適切な報告と連絡の役割を担うこととしております。このためには、日頃から相談しやすい、風通しの良い、上司と部下の関係構築によって、ひとつの副次的効果として、未然に様々な不祥事を防ぐことは、もとより、職員が職務を遂行するに当たり、その心身健康保持にまで、効果が及ぶところも狙いとして、期待しているものでございます。・・・』

～倫理監督者について～

同じく総務委員会補足説明から抜粋

『・・・、本条例のもうひとつの特徴でございます、条例第9条「倫理監督者」でございますが、条文にもございまして「職員」が最初に「不正な働きかけ」の報告を「管理監督者」に行った結果、その「管理監督者」の判断に関わらず、当該職員からの相談を受け、その事案を精査し、その結果いかんによっては、「職員」とりましては、「もう一本、別ルートの報告ライン」がある、という、重要な役割も担うことといたしております。・・・』

(不正な働きかけを受けた職員の保護)

第10条 職員は、第8条第1項又は第2項の規定による報告を行ったことを理由として、いかなる不利益な取扱いも受けない。

2 任命権者及び管理監督者は、職員が第8条第1項又は第2項の規定による報告を行ったことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けないよう適切に対応しなければならない。

3 報告書は、当該職員が飯塚市個人情報保護条例(平成18年飯塚市条例第11号)の規定による個人情報の開示請求の場合を除き、不開示とする。

【趣旨】

第10条は、不正な働きかけに対応する職員の保護を規定するものです。

(飯塚市職員倫理審査会)

第11条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、飯塚市職員倫理審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、職員の職務に係る倫理の保持に関し、市長から諮問を受けた事項について審議し、市長に報告する。

3 審査会は、前項に規定する事務を行うため、関係人に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

4 審査会は、委員5人以内をもって組織し、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7 審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

第11条は、新たに設ける「職員倫理審査会」について規定するものです。

「職員倫理審査会」と「政治倫理審査会」

～職員倫理審査会について～

総務委員会補足説明から抜粋

『・・・もう1点、本条例案の特徴といたしまして、職員に対して、その公正な職務の執行を損なわせるような、いわゆる「不正な働きかけ」が行われたと見られる場合、それを審査する機関として、「職員倫理審査会」を設置することといたしております。これにより、当該働きかけを行った者が、市長等4役または市議会議員であった場合で、飯塚市政治倫理条例第4条に規定される、政治倫理基準に違反すると判断された場合は、同条例第5条の規定に準じ、政治倫理審査会への審査請求があったものと見なされ、当該審査に付されることとなるものでございます。・・・』

～政治倫理審査会について～

飯塚市政治倫理条例から抜粋

第4条 市長等及び議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 市民全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
- (3) 市が行う工事等の請負契約、下請工事、業務委託契約及び一般物品納入契約に関して特定業者を推薦、紹介するなど有利な取り計らいをしないこと。
- (4) 市の職員等の公正な職務執行を妨げ、その権限又はその地位による影響力を不正に行使するよう働き掛けないこと。
- (5) 市の職員の採用に関して推薦又は紹介をしないこと。
- (6) 議員は、市の職員の昇格、異動に関して推薦又は紹介をしないこと。
- (7) 政治活動に関して企業、労働組合等の団体(政治団体を除く。)から寄附を受けてはならない。また、その後援団体についても政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附を受けないこと。

第7条第4項 ・・・、審査会は、審査の請求をされた市長等又は議員(以下「審査対象者」という。)につき、政治倫理基準に反し、政治的又は道義的に重大な責任があると認める場合で、辞職又は辞任の勧告、議会出席自粛の勧告その他の勧告を審査結果に明記しようとするときは、委員の3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上の多数によりこれを決定しなければならない。

5 審査会の会議は、公開するものとする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、委員定数の3分の2以上の同意を要する。

(審査報告書)

第12条 市長は、前条第2項の規定により審査報告書の提出を受けたときは、必要な措置を講ずるとともに、その写しを速やかに任命権者に送付し、審査報告書の提出を受けた日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、任命権者に対し、審査報告書の写しの閲覧を請求することができる。

【趣旨】

第12条は、新たに設ける「職員倫理審査会」が作成する審査報告書の取り扱いについて規定するものです。

(違反職員に対する措置等)

第13条 任命権者は、職員に禁止行為等に違反する行為があったと認められる場合には、その違反の程度に応じ懲戒処分等人事管理上必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

第13条は、職員が第5条に規定する「倫理行動規準」に違反した場合の取り扱いについて規定するものです。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

第14条は、この条例で網羅できなかった仔細部分については規則で定める旨を規定しています。

附 則

この条例は、平成28年12月1日から施行する。

【趣旨】

職員はもとより、市民などあらゆる立場の人々に啓発を行うため、約2か月の周知期間を設けるものです。

2. 公正な職務執行のための諸規定

地方公務員法

(サービスの根本基準)

第30条 すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

(サービスの宣誓)

第31条 職員は、条例の定めるところにより、サービスの宣誓をしなければならない。

1 職務遂行に関して守るべき義務

(第32条) 法令及び上司の命令に従う義務

(第35条) 職務に専念する義務

2 職務の内外を問わず、職員としての身分を有する限り守らなければならない義務

(第33条) 信用失墜行為の禁止

(第34条) 秘密を守る義務

(第36条) 政治的行為の制限

(第37条) 争議行為等の禁止

(第38条) 営利企業等の従事制限

飯塚市職員のサービスの宣誓～

※飯塚市職員のサービスの宣誓に関する条例 別記様式から抜粋

『私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。』

私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。』

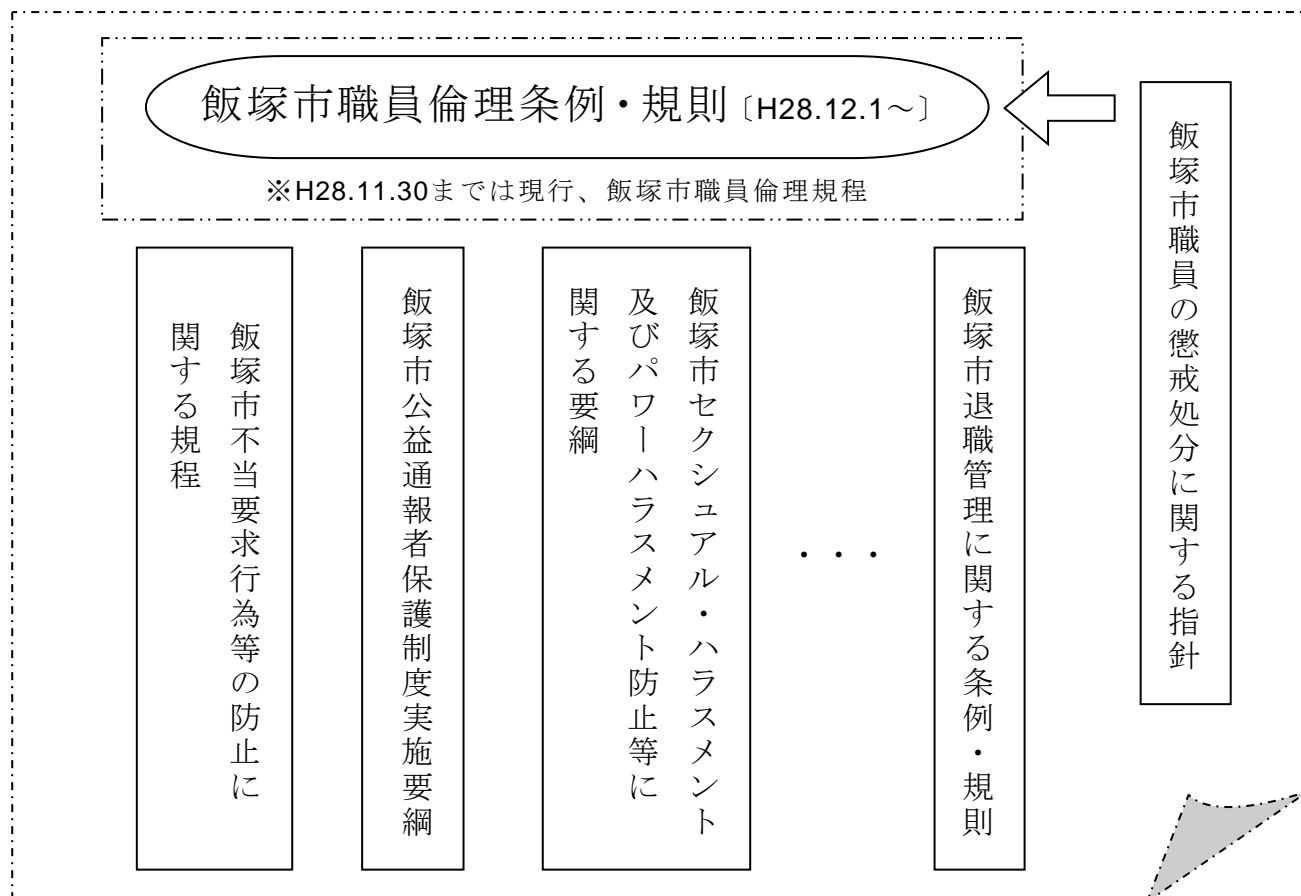


図3. 公正な職務執行のための諸規定について

3. 資料

○飯塚市職員倫理規程

平成19年4月27日
飯塚市訓令第15号
改正 H19—19

(目的)

第1条 この訓令は、飯塚市職員が市民全体の奉仕者であってその職務は市民から負託された公務であることに鑑み、その公務員としての職務に係る倫理(以下「公務員倫理」という。)の保持に資するため必要な措置を講じることにより、その使命感の自覚と高揚を促すとともに、職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する市民の信頼を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第3条第2項に規定する一般職に属する本市の職員をいう。
 - (2) 任命権者 法第6条第1項に規定する任命権者(同条第2項の規定により権限を委任された者を含む。)をいう。
 - (3) 事業者等 法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。)その他の団体及び事業を行う個人(当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。)をいう。
- 2 この訓令の規定の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項第3号の事業者等とみなす。
- 3 この訓令において、「特定個人」とは、事業者等である個人及び前項の規定により事業者等とみなされる者を除く個人をいう。

(倫理原則及び行動基準)

- 第3条 職員は、市民全体の奉仕者であり、市民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、公務上知り得た情報について市民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等市民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。
- 2 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。
 - 3 職員は、法令により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の市民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。
 - 4 職員は、常に適正な事務の処理に努めるとともに、事務を効率的に行うことにより最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない。
 - 5 職員は、違法又は公正な職務の遂行を損なうような明白な行為を求める要求があったときは、これを拒否しなければならない。
 - 6 職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、法令等に従い、全力を挙げてこれに取り組まなければならない。
 - 7 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識し、市民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。
 - 8 職員は、自己啓発に努め、職務の遂行に必要な能力の開発及び向上を図らなければならない。
 - 9 職員は、市民との対話に心がけ、市民に対して常に誠実に接しなければならない。

(利害関係者)

第4条 この訓令において、「利害関係者」とは、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。ただし、職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者又は職員の裁量の余地が少ない職務に関する者を除く。

- (1) 許認可等(行政手続法(平成5年法律第88号。以下「手続法」という。)第2条第3号及び飯塚市行政手続条例(平成18年飯塚市条例第12号)第2条第4号に規定する許認可等をいう。)をする事務 当該許可等を受けて事業を行っている事業者等、当該許認可等の申請をしている事業者等又は特定個人及び当該許可等の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人
- (2) 補助金等(市が市以外の者に対して交付する補助金、負担金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金をいう。)を交付する事務 当該補助金等の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っている事業者等又は特定個人、当該補助金等の交付の申請をしている事業者等又は特定個人及び当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人
- (3) 立入検査又は監査(法令(条例及び規則を含む。)の規定に基づき行われるものに限る。)をする事務 当該立入検査又は監査を受ける事業者等又は特定個人

- (4) 不利益処分(手続法第2条第4号及び飯塚市行政手続条例第2条第5号に規定する不利益処分をいう。)をする事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名あて人となるべき事業者等又は特定個人
 - (5) 行政指導(手続法第2条第6号及び飯塚市行政手続条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。)をする事務 当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等又は特定個人
 - (6) 市の支出の原因となる契約に関する事務又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項に規定する契約に関する事務 当該契約を締結若しくは申込みをし、又は申込みをしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人
 - (7) 入札(地方自治法第234条第1項に規定する一般競争入札及び指名競争入札をいう。)に関する事務 入札に参加するために必要な資格を有する事業者等
- 2 職員に異動があった場合において、当該異動前の職に係る職員の利害関係者であった者は、異動の日から起算して3年間は、職員の利害関係者であるものとみなす。
 - 3 他の職員の利害関係者が、職員をしてその職に基づく影響力を当該他の職員に行使させることにより自己の利益を図るためその職員と接触していることが明らかな場合においては、当該他の職員の利害関係者は、その職員の利害関係者でもあるものとみなす。

(利害関係者との間における禁止行為)

第5条 職員は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与(せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。)を受けること。
 - (2) 利害関係者から金銭の貸付け(業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。)を受けること。
 - (3) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。
 - (4) 利害関係者に自己の債務について弁済、担保の提供又は保証をしてもらうこと。
 - (5) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。
 - (6) 利害関係者から未公開株式(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。)を譲り受けること。
 - (7) 利害関係者から供応接待を受けること。
 - (8) 利害関係者と共に飲食をすること。
 - (9) 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。
 - (10) 利害関係者と共に旅行(公務のための旅行を除く。)をすること。
- 2 前項の規定の適用については、職員が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。
 - 3 職員は、職務として携わる入札に参加しようとする事業者等とは、市民の疑惑や不信を招くおそれがないものとして次条に定める場合を除き、職務外での交際を行ってはならない。

(H19-19一改)

(禁止行為の例外)

第6条 前条の規定にかかわらず、職員は、次に掲げる行為を行うことができる。

- (1) 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であつて、広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。
 - (2) 職務上必要であり、かつ、多数の者が出席する立食パーティーその他の簡素な飲食物が提供される会合(以下「立食パーティー」という。)その他これに類するものにおいて、利害関係者から記念品の贈与を受けること。
 - (3) 利害関係者から婚礼又は葬儀に係る金銭又は物品の贈与であつて、社会通念上相当と認められるものを受けること。
 - (4) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。
 - (5) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車(当該利害関係者がその業務等において日常的に利用しているものに限る。)を利用すること(当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車に利用が相当と認められる場合に限る。)
 - (6) 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。
 - (7) 職務上必要であり、かつ、多数の者が出席する立食パーティーその他これに類するものにおいて、利害関係者から飲食物の提供を受け、又は利害関係者と共に飲食をすること。
 - (8) 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受け、又は利害関係者と共に簡素な飲食をすること。
- 2 職員は、私的な関係(職員としての身分に関わらない関係をいう。以下同じ。)がある者であつ

て、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等に鑑み、公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為を行うことができる。

(利害関係者以外の者等との間における禁止行為)

第7条 職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

2 職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の提供の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

(その他の禁止行為)

第8条 第5条及び前条に定めるもののほか、職員は第3条に規定する倫理原則及び行動基準の趣旨に照らし、公務員としてふさわしくない行為を行ってはならない。

(任命権者の責務)

第9条 任命権者は、職員の職務に係る行為が市民の疑惑や不信を招くことがないように、常に注意を喚起するとともに、公正な職務の遂行の確保に資するため、職員に対する指導等その他必要な措置を講じなければならない。

(違反職員に対する措置等)

第10条 任命権者は、当該職員に違反行為があったと認められる場合には、その違反の程度に応じ懲戒処分(免職、停職、減給又は戒告をいう。)等人事管理上必要な措置を講ずるものとする。

(懲戒処分の基準)

第11条 任命権者は、前条の規定による懲戒処分等の種類及び程度を決定するに当たり、次に掲げる事項を総合的に考慮し、別表に掲げる懲戒処分の対象となる違反行為及び当該違反行為に係る懲戒処分の標準的な事例(以下「標準例」という。)を参考にして、適正に判断するものとする。

(1) 違反行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか

(2) 違反行為を行った職員の職責はどのようなものであったか、その職責は違反行為との関係でどのように評価すべきか

(3) 他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか

(4) 司法の判断はどのようなものであるか

(5) 過去に違反行為を行っているか

(6) 日頃の勤務態度や違反行為後の対応はどうであったか

2 任命権者は、個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる量定以外とすることもあり得るものとし、標準例に記載のない違反行為については、標準例に掲げる取扱いを参考に判断するものとする。

(委任)

第12条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年5月1日から施行する。

附 則(平成19年9月28日 訓令第19号)

この訓令は、平成19年9月30日から施行する。

別表(第11条関係)

懲戒処分の対象となる違反行為及び当該違反行為に係る懲戒処分の標準的な事例

違反行為の種類	標準的な処分量定
1 倫理規程第5条第1項第1号の規定に違反して利害関係者から金銭又は物品の贈与を受けた場合(第17号に掲げるものを除く。)	免職、停職、減給又は戒告
2 倫理規程第5条第1項第1号の規定に違反して利害関係者から不動産の贈与を受けた場合(第17号に掲げるものを除く。)	免職又は停職
3 倫理規程第5条第1項第2号の規定に違反して利害関係者から金銭の貸付けを受けた場合	減給又は戒告
4 倫理規程第5条第1項第3号の規定に違反して利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品の貸付けを受けた場合(第17号に掲げるものを除く。)	減給又は戒告
5 倫理規程第5条第1項第3号の規定に違反して利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で不動産の貸付けを受けた場合(第17号に掲げるものを除く。)	停職又は減給
6 倫理規程第5条第1項第4号の規定に違反して利害関係者に自己の債務について弁済、担保の提供又は保証してもらった場合	減給又は戒告
7 倫理規程第5条第1項第5号の規定に違反して利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けた場合(第17号に掲げるものを除く。)	免職、停職、減給又は戒告
8 倫理規程第5条第1項第6号の規定に違反して利害関係者から未公開株式を譲り受けた場合	停職又は減給
9 倫理規程第5条第1項第7号の規定に違反して利害関係者から供応接待(飲食物の提供に限る。)を受けた場合(次号から第12号までに掲げるものを除く。)	停職、減給又は戒告
10 倫理規程第5条第1項第7号の規定に違反して遊技又はゴルフをするために要する費用を利害関係者が負担して当該利害関係者と共に遊技又はゴルフをした場合	停職、減給又は戒告
11 倫理規程第5条第1項第7号の規定に違反して海外旅行をするために要する費用を利害関係者が負担して当該利害関係者と共に海外旅行をした場合	停職、減給又は戒告
12 倫理規程第5条第1項第7号の規定に違反して国内旅行をするために要する費用を利害関係者が負担して当該利害関係者と共に国内旅行をした場合	停職、減給又は戒告
13 倫理規程第5条第1項第8号の規定に違反して利害関係者と共に飲食をした場合	戒告
14 倫理規程第5条第1項第9号の規定に違反して利害関係者と共に遊技又はゴルフをした場合(第10号に掲げるものを除く。)	戒告
15 倫理規程第5条第1項第10号の規定に違反して利害関係者と共に旅行をした場合(第11号及び第12号に掲げるものを除く。)	戒告
16 倫理規程第7条第1項の規定に違反して利害関係者に該当しない事業者等から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けた場合	減給又は戒告
17 倫理規程第7条第2項の規定に違反して自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の提供の受領の対価を、それらの行為が行われた場に居合わせなかった利害関係者にその者の負担として支払させた場合	免職、停職又は減給
18 倫理規程第7条第2項の規定に違反して自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の提供の受領の対価を、それらの行為が行われた場に居合わせなかった利害関係者に該当しない事業者等にその者の負担として支払させた場合	減給又は戒告

○飯塚市不当要求行為等の防止に関する規程

平成18年3月26日
飯塚市訓令第2号
改正 H19—2

(目的)

第1条 この訓令は、本市の事務事業に対するあらゆる不当要求及び暴力的不当要求行為(以下「不当要求行為等」という。)に対し、組織的取組を行うことにより、当該事案に適切に対処し、もって職員の安全と事務事業の円滑かつ適正な執行を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において「不当要求行為等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 暴力行為等社会常識を逸脱した手段により要求の実現を図る行為
- (2) 正当な理由もなく職員に面会を強要する行為
- (3) 乱暴な言動により職員に身の安全の不安を抱かせる行為
- (4) 正当な権利行使を装い、社会的相当性を逸脱した手段により機関誌、図書等の購入要求又は工事計画の変更、工事の中止、下請参入要求及び法外な補償等を不当に要求する行為
- (5) 前各号に掲げるもののほか、庁舎等の保全及び庁舎等における秩序の維持並びに事務事業の執行に支障を生じさせる行為

(不当要求行為等防止対策委員会の設置)

第3条 不当要求行為等の防止に関する基本となるべき対策事項を審議するため、飯塚市不当要求行為等防止対策委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の所掌事務)

第4条 委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 不当要求行為等の実態把握及び対策事項の審議
- (2) 関係機関との連絡調整
- (3) 不当要求行為等の未然防止及び啓発
- (4) 前3号に掲げるもののほか、目的を達成するため必要な事項

(委員会の組織)

第5条 委員会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、副市長をもって充てる。
- 3 副会長は、総務部長をもって充てる。
- 4 委員は、部長の職にある者をもって充てる。

(H19—2—改)

(委員会の会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長が不在のとき又は会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。
- 3 会長は必要と認める場合は、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

第7条 委員は、その所管する業務に関係して不当要求行為等(飯塚市発注等の工事現場に対する不当要求行為等を含む。)が発生した場合は、直ちに不当要求行為等に関する報告書(別記様式)により会長に報告しなければならない。

2 会長は、前項の規定による報告を受けた場合は、必要に応じて警察等の関係機関に通報しなければならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この訓令は、平成18年3月26日から施行する。

附 則(平成19年3月31日 訓令第2号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

飯塚市公益通報者保護制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益通報について必要な事項を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、市政運営の公正の確保と透明性の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次に掲げるところによる。

(1) 市職員等 次の各号のいずれかに該当する者をいい、これらの者であった者を含む。

ア 市職員

イ 市の出資する団体で市長が別に指定するものの役員又は職員

ウ 市から事務事業を受託し、又は請け負った事業者の役員又は従業員

エ 市施設の指定管理者の役員又は従業員

(2) 公益 市政の適正かつ公正な執行を通じて実現される社会一般の利益をいう。

(3) 公益通報 市政の適正かつ公正な執行を期することを目的に、市職員等により行われる通報をいう。

(4) 通報者 市職員等で、公益通報を行う者をいう。

(公益通報)

第3条 市職員等は、市の事務事業、市が出資する団体の出資目的に係る事務事業、市から事務事業を受託し、若しくは請け負った事業者における当該事務事業に関する事実又は市施設の指定管理者における当該施設の管理運営に関する事実で、次の各号のいずれかに該当するものがあると考えるときは、公益通報することができる。

(1) 法令(条例、規則等を含む。)に違反する事実

(2) 人の生命、健康、財産若しくは生活環境を害し、又はこれらに重大な影響を与えるおそれのある事実

(3) 前各号のほか市の事務事業に係る不当な事実

(通報者の責務)

第4条 通報者は、公益通報に当っては、確実な資料に基づき誠実に行わなくてはならない。

2 通報者は、他人に損害を与える目的その他不正な目的又は人事上の処遇、その他自らの私

益を得る目的で公益通報することはできない。

3 公益通報に際しては、通報者は、原則として実名によらなくてはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第5条 通報者は正当な公益通報をしたことによつていかなる不利益な取扱いも受けない。

(市長等の責務)

第6条 市長等(市長、教育委員会その他の任命権者をいう。以下この条において同じ。)は、通報者が前条の不利益取扱いを受けたとき又は受けるおそれがあると認めるときは、その改善又は防止のために必要な措置を講ずるものとする。

2 市長等は、通報者が公益通報に係る事実に関与した者であるときは、当該事実に基づき関係者の懲戒処分等を行う場合において、通報者の処分を軽減することができる。

3 市長等は、公益通報に係る事実がないことが判明した場合に、当該公益通報により名誉を害された者があると認めるときは、その名誉を回復するため適切な措置を講ずるものとする。

(公益通報処理委員会の設置)

第7条 公益通報に係る事案の処理を適切に行うため、飯塚市公益通報処理委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の組織)

第8条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副市長をもって充てる。

3 副委員長は、総務部長をもって充てる。

4 委員は、5名以内とし部長級職員のうちから委員長が指名する。

5 委員長が不在のとき、又は委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第9条 委員会は、市長の指示を受けて委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(委員会の所掌事務)

第10条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 公益通報に係る受付処理に関すること。

(2) 通報対象事実に係る調査に関すること。

(3) 通報対象事実に係る是正措置及び再発防止策(以下「是正措置等」という。)に関すること。

(4) 公益通報者の保護に関すること。

(5) その他公益通報者保護制度の実施に関し必要な事項。

(通報窓口)

第11条 通報は、人事課人事担当において行うものとする。

(通報の方法)

第12条 通報は、公益通報書に必要事項を記載のうえ、面談、書面、電話、ファクシミリ、電子メール等の方法により行うものとする。

(通報の受付)

第13条 通報を受け付けるときは、通報者の氏名及び連絡先並びに通報の内容となる事実を把握するとともに、通報者に対する不利益な取扱いのない旨及び通報者の秘密は保持される旨を当該通報者に対し説明するものとする。

2 通報を受け付けるときは、個室で面談する等通報者の秘密保持に配慮するものとする。

3 通報が書面、電子メールその他通報者が通報の到達を確認できない方法によって行われたときは、速やかに通報者に対し、当該通報を受領した旨を通知するものとする。

(事案の検討)

第14条 通報を受け付けたときは、当該通報に係る調査の必要性について、委員会において公正、公平かつ誠実に検討し、当該通報を公益通報として取り扱い調査を行う場合にあってはその旨及び着手の時期を、公益通報として取り扱わず調査を行わない場合にあってはその旨及び理由を、通報者に対し通知するものとする。

(調査の実施)

第15条 前条の規定により、調査を行うこととなったときは、委員会において調査を行い、速やかに調査結果を取りまとめ、通報者に通知するものとする。

2 前項の調査をするときは、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 通報者の秘密を保持するとともに、通報者が特定されないよう調査の方法に十分な配慮をすること。

(2) 被通報者、当該調査に協力した者等の信用、名誉、プライバシー等に配慮すること。

(3) 調査の進捗状況については、適宜、通報者に通知するよう努めること。

(是正措置等の実施)

第16条 委員会は、前条の調査結果を市長に報告し、法令違反等が明らかになったときは、市長は速やかに是正措置等を講じるとともに、必要に応じ、関係者の処分を行う等の適切な措置をとるものとする。

2 是正措置等を行ったときは、その内容を、利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮しつつ、通報者に対し、遅滞なく書面により通知するものとする。

(職員の協力)

第17条 職員は、正当な理由がある場合を除き、通報に関する委員会が行う調査に誠実に協力しなければならない。

(利益相反関係の排除)

第18条 通報の受付担当者、調査担当者、委員会の構成員その他通報処理に従事する者は、自らが関係する通報事案の処理に関与してはならない。

(秘密保持等)

第19条 通報処理に従事する者は、調査によって知り得た情報を他に漏らしてはならない。

2 通報処理を行うに当たっては、個人情報の保護の徹底を図り、これを行わなければならない。

3 各通報事案の処理に係る記録及び関係資料は、適切な保存年限を定め、通報者及び利害関係人の秘密保持に配慮して、適切な方法で管理しなければならない。

(庶務)

第20条 委員会の庶務は、人事課において処理する。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、公益通報者保護制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

○飯塚市政治倫理条例

平成19年9月28日
飯塚市条例第45号
改正 H27—50

(目的)

第1条 この条例は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その担い手たる市長、副市長、上下水道事業管理者、教育長(以下「市長等」という。)及び市議会議員(以下「議員」という。)が市民全体の奉仕者として、その人格と倫理の向上に努め、いやしくも自己の地位による市(市が設立した公社又は市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資し、若しくは拠出している法人を含む。以下「市」という。)への影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより、市政に対する市民の信任にこたえ、併せて市民も市政に対する正しい認識と自覚の下に清浄で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(H27—50—改)

(市長等及び議員の責務)

第2条 市長等及び議員は、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、市民に対し自ら進んでその高潔性を明らかにしなければならない。

(市民の責務)

第3条 市民は、自らも主権者として市政を担い、公共の利益を実現する自覚を持ち、市長等及び議員に対し、その地位による市への影響力を不正に行使させるよう次に掲げる働き掛けを行ってはならない。

- (1) 市の職員の採用、昇格及び異動に関する推薦又は紹介の依頼
- (2) 市の発注工事の指名依頼
- (3) 使用資材等の購入指名依頼
- (4) 下請業者の選定依頼
- (5) 道義的批判を受けるおそれのある寄附行為
- (6) その他社会通念上疑惑を持たれる行為

(H27—50—改)

(政治倫理基準)

第4条 市長等及び議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 市民全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
- (3) 市が行う工事等の請負契約、下請工事、業務委託契約及び一般物品納入契約に関して特定業者を推薦、紹介するなど有利な取り計らいをしないこと。
- (4) 市の職員等の公正な職務執行を妨げ、その権限又はその地位による影響力を不正に行使するよう働き掛けないこと。
- (5) 市の職員の採用に関して推薦又は紹介をしないこと。
- (6) 議員は、市の職員の昇格、異動に関して推薦又は紹介をしないこと。
- (7) 政治活動に関して企業、労働組合等の団体(政治団体を除く。)から寄附を受けてはならない。また、その後援団体についても政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附を受けないこと。

(H27—50—改)

(市民の審査請求権)

第5条 市民は、政治倫理基準に違反する疑いがあると認められる市長等又は議員があるときは、これを証する資料を添えて市長等に係るものについては市長に、議員に係るものについては議長に審査を請求することができる。

2 前項の規定により議長が審査の請求を受けたときは、審査請求に関する書類の写しを市長に送付し、審査を依頼しなければならない。

(H27—50全改)

(政治倫理審査会の設置)

第6条 市長は、前条第1項の規定による審査の請求又は前条第2項の規定による議長からの依頼があったときは、これを審査するため、飯塚市政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 審査会の委員は、6人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから当該各号に定める人数を市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者 4人以内
- (2) 議員で議長の推薦する者 2人以内

3 審査会の委員の任期は、第12条第1項に規定する市長への報告が終了するまでとする。ただし、議員である委員は、その職を失ったときは、その任期を終了したもとする。

- 4 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 5 会長は、審査会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(H27—50全改)

(政治倫理審査会の会議)

第7条 審査会の会議は、会長が招集する。ただし、会長が互選される前に開かれる会議は、市長が招集する。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 前項の規定にかかわらず、審査会は、審査の請求をされた市長等又は議員(以下「審査対象者」という。)につき、政治倫理基準に反し、政治的又は道義的に重大な責任があると認める場合で、辞職又は辞任の勧告、議会出席自粛の勧告その他の勧告を審査結果に明記しようとするときは、委員の3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上の多数によりこれを決定しなければならない。

5 審査会の会議は、公開するものとする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、委員定数の3分の2以上の同意を要する。

6 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(H27—50全改)

(政治倫理審査会の意見聴取等)

第8条 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、審査対象者、審査の請求をした者、識見を有する者、審査対象者と一定の密接な関係にある者、その他事案の解明のため必要な者等に対し、その出席を求め、意見若しくは事情を聴取し、又は報告を求めることができる。

(H27—50全改)

(審査対象者の協力義務)

第9条 審査対象者は、審査会から会議への出席又は調査に必要な資料の提出を求められたときは、これを拒んではならない。

2 市長は、審査対象者が審査会の調査に協力しないとき、又は審査会に対し虚偽の報告をしたときは、その旨を市報で公表するものとする。

(H27—50全改)

(弁明の機会の付与)

第10条 審査対象者は、審査会の会議に出席し、書面又は口頭により弁明することができる。

(H27—50全改)

(市長への報告等)

第11条 審査会は、審査の結果について市長に報告するものとする。

2 審査会は、審査対象者の名誉を回復することが必要であると認めるときは、所用の措置を講ずるよう市長又は議長に求めることができる。

3 市長は、第1項の規定により提出された報告書のうち議員に係る報告書については議長に送付しなければならない。

(H27—50全改)

(審査結果の通知及び公表)

第12条 市長又は議長は、前条第1項又は第3項の規定による報告を受けたときは、審査の請求をした者及び審査対象者に対し審査の結果を通知するものとする。

2 市長又は議長は、次条第1項の規定による意見書の提出後、又は同項に定める意見書の提出期間経過後、遅滞なく、前項の審査の結果を公表しなければならない。

(H27—50全改)

(意見書の提出及び公表)

第13条 審査対象者は、前条第1項の規定による通知を受けたときは、審査の結果について、当該通知のあった日の翌日から起算して2週間以内に、市長等は市長に対し、議員は議長に対し意見書を提出することができる。

2 市長又は議長は、前項の規定による意見書の提出があったときは、前条第2項の規定による公表に併せて、当該意見書又はその概要を公表するものとする。

(H27—50追加)

(措置及び公表)

第14条 市長又は議長は、審査会から報告を受けた事項を尊重し、審査対象者に対して、市民の信頼を回復するため、必要と認める措置を講ずるものとする。

2 市長又は議長は、前項の措置を講じたときは、これを公表しなければならない。

(H27—50追加)

(贈収賄罪等の起訴後における説明会)

第15条 市長等又は議員が刑法(明治40年法律第45号)第197条から第197条の4まで及び第198条に定める贈収賄罪並びに公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成12年

法律第130号)第1条に定めるあっせん利得罪の容疑で起訴された後、なお引き続きその職にとどまろうとするときは、市長等については市長に、議員については議長に、市民に対する説明会の開催を求め、当該市長等又は議員は、説明会に出席し釈明することができる。

2 市民は、前項の規定による説明会が開催されないときは、地方自治法第18条に基づく選挙権を有する者50人以上の連署をもって、市長又は議長に説明会の開催を請求することができる。

3 前項の開催請求は、起訴された日から30日を経過した日以後20日以内に行うものとする。

4 市民は、説明会において、当該市長等又は議員に質問することができる。

(H27—50追加)

(贈収賄罪等の第一審有罪判決宣告後における説明会)

第16条 市長等及び議員が前条第1項に規定する贈収賄罪等により第1審有罪判決を受け、なお引き続きその職にとどまろうとするときは、市長又は議長は、市民に対する説明会を開催し、当該市長等又は議員は、説明会に出席し釈明しなければならない。

2 前項の説明会においては、前条第4項の規定を準用する。

(H27—50追加)

(贈収賄罪等確定後の措置)

第17条 市長等又は議員が前条の有罪判決の宣告を受けその刑が確定したときは、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第11条第1項の規定により失職する場合を除き、市長等又は議員は、その名誉と品位を守り市民の信頼を回復するため辞職手続をとるものとする。

(H27—50一改・繰下)

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長及び議会が別に定める。

(H27—50繰下)

附 則

この条例は、平成20年1月1日から施行する。

附 則(平成27年12月28日 条例第50号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。